入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）「新技術導入促進(Ⅰ)型」、「技術提案簡易評価型」、「建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例２号の場合の監理技術者）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

なお、本入札に係る落札者の決定及び契約締結は、当該工事に係る令和７年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和７年３月７日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　岩﨑　福久

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　旧気象庁庁舎㉕構内整備工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　東京都千代田区大手町一丁目３番４号

⑷　工事内容

敷地面積　12,560㎡

１．既存施設

１）庁舎　本館

構造　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上８階地下２階塔屋３階

延べ面積　約30,600㎡

用途　庁舎

工事内容　取りこわし一式（１ＦＬより上部）

２）庁舎　別館

構造　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上２階地下１階

延べ面積　約1,510㎡

用途　庁舎

工事内容　取りこわし一式（１ＦＬより上部）

３）講堂

構造　鉄筋コンクリート造　地上３階地下１階

延べ面積　約1,190㎡

用途　講堂

工事内容　取りこわし一式（１ＦＬより上部）

４）第三号庁舎

構造　鉄骨造　地上２階

延べ面積　約1,490㎡

用途　庁舎

工事内容　取りこわし一式（１ＦＬより上部）

５）自動車車庫

構造　鉄筋コンクリート造　地下１階

延べ面積　約740㎡

用途　車庫

工事内容　取りこわし一式（設備機器（躯体残置））

２．その他　工作物、地下オイルタンク（基礎上部）、鉄塔、囲障、外構他

工事内容　取りこわし一式

⑸　工期　契約締結の翌日から令和10年１月31日まで。

⑹　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」及び「賃上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑺　本工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表一１による。

①　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事

②　建設リサイクル法対象工事

③　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事

④　新技術導入促進(Ⅰ)型

⑤　技術提案簡易評価型

⑥　ＣＣＵＳ活用推奨モデル営繕工事

⑦　週休２日促進工事（受注者希望方式）

⑻　本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格とする工事である。詳細は入札説明書による。

⑼　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月７日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から旧気象庁庁舎㉕構内整備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　単体有資格者又は特定建設工事共同企業体の代表者は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　平成21年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

㋐　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で地上３階以上の建築物の躯体を含む解体工事

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の要件を満たす施工実績を有すること。

㋑　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物の躯体を含む解体工事

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。

㋑　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物の躯体を含む解体工事

上記㋐又は㋑の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑥　工事全般の施工計画が適正であること。

⑦　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。